

平成 28 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション
代 表 者 代表取締役社長 石川 諭
(銘柄コード 7818 : 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 北山 善也
電 話 03-6861-5577

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 29 日開催予定の第 30 期定時株主総会での承認を条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、及び当該移行に伴う定款の一部変更について、同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」として、本日付にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、当社グループの継続的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

今般、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化を一層推し進めるべく、取締役に対する監督・監査を担う監査等委員会である取締役が取締役会に参画し、議決権を行使することとなる監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 11 月 29 日開催予定の第 30 期定時株主総会において、必要な定款変更等についての承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 業務執行を行う取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当社に生じた損害を賠償する責任を取締役会決議によって減免することができる旨の規定を新設するものであります。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結

することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条の一部を変更するものであります。

④ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 11 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 11 月 29 日

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. <条文省略> 3. <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>2. <現行どおり> 3. <現行どおり> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

<p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 21 条～第 22 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(任期) 第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 21 条～第 22 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 23 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
--	---

<p>第 <u>24</u> 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第 <u>26</u> 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>27</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 <u>26</u> 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 <u>27</u> 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 <u>28</u> 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 <u>29</u> 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 <u>30</u> 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 <u>31</u> 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>32</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
--	--

<p>(<u>社外取締役の責任免除</u>) 第 28 条 <新設></p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 0 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令の規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> 第 29 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> 第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第 33 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1 0 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><削除> <削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
---	--

<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の</u> <u>3 日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この</u> <u>期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招</u> <u>集の手続きを経ないで監査役会を開催</u> <u>することができる。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段</u> <u>の定めがある場合を除き、監査役の過半</u> <u>数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 35 条 監査役会における議事の経過の</u> <u>要領およびその結果ならびにその他法</u> <u>令に定める事項は、議事録に記載または</u> <u>記録し、出席した監査役がこれに記名押</u> <u>印または電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令</u> <u>または本定款のほか、監査役会において</u> <u>定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の</u> <u>決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u> <u>第 38 条 当社は、社外監査役との間で、</u> <u>会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を</u> <u>限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当契約に基づく賠償責任の限度</u> <u>額は、1 0 0 0 万円以上であらかじめ定</u> <u>めた金額または法令の定める最低責任</u> <u>限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 39 条～第 41 条 <条文省略></p>	<p>第 5 章 会計監査人 第 34 条～第 36 条 <現行どおり></p>

<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、取締役 会が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 43 条～第 46 条 <条文省略></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、取締役 会が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条 <現行どおり></p>
---	--